確定給付企業年金に関する数理実務基準		
変更後	変更前	
確定給付企業年金に関する数理実務基準	確定給付企業年金に関する数理実務基準	
制定 2002年 8月26日	制定 2002年 8月26日	
全文改定 2017年12月20日	全文改定 2017年12月20日	
改定 2019年 7月22日	改定 2019年 7月22日	
<u>改定 2020年 6月22日</u>		
公益社団法人 日本年金数理人会	公益社団法人 日本年金数理人会	
(略)	(略)	
本実務基準が前提とする確定給付企業年金法、並びに、関連する政令、省令、告示、及び、通知(以下「確定給付企業年金法令等」という。)は次の通り。	本実務基準が前提とする確定給付企業年金法、並びに、関連する政令、省令、告示、及び、通知(以下「確定 給付企業年金法令等」という。) は次の通り。	
◇確定給付企業年金法(平成13年6月15日法律第50号、最終改正:平成28年6月3日法律第66号)	◇確定給付企業年金法(平成13年6月15日法律第50号、最終改正:平成28年6月3日法律第66号)	
◇確定給付企業年金法施行令(平成13年12月21日政令第424号、最終改正:平成28年12月14日政令第375号)	◇確定給付企業年金法施行令(平成13年12月21日政令第424号、最終改正:平成28年12月14日政令第375号)	
◇確定給付企業年金法施行規則(平成14年3月5日厚生労働省令第22号、最終改正:平成30年6月22日厚生労働省令第77号)	◇確定給付企業年金法施行規則(平成14年3月5日厚生労働省令第22号、最終改正:平成30年6月22日厚生労働省令第77号)	
◇確定給付企業年金法施行規則第四十三条第二項第一号及び第二号に規定する予定利率の下限及び基準死亡率 (平成14年3月5日厚生労働省告示第58号、その後の改正を含む。)	◇確定給付企業年金法施行規則第四十三条第二項第一号及び第二号に規定する予定利率の下限及び基準死亡率 (平成14年3月5日厚生労働省告示第58号、その後の改正を含む。)	
◇確定給付企業年金法施行規則第五十五条第一項第一号に規定する予定利率(平成15年3月18日厚生労働省告示	◇確定給付企業年金法施行規則第五十五条第一項第一号に規定する予定利率(平成15年3月18日厚生労働省告示	
第99号、その後の改正を含む。)	第99号、その後の改正を含む。)	
◇確定給付企業年金法施行規則第四十三条第一項に規定する通常の予測を超えて財政の安定が損なわれる危険に対応する額の算定方法(平成28年12月14日厚生労働省告示第412号、最終改正:令和元年12月27日厚生労働省告示第211号)	◇確定給付企業年金法施行規則第四十三条第一項に規定する通常の予測を超えて財政の安定が損なわれる危険に対応する額の算定方法(平成28年12月14日厚生労働省告示第412号)	
○ 	 ◇確定給付企業年金制度について(平成14年3月29日年発第0329008号 地方厚生(支)局長あて厚生労働省年金局	
長通知、最終改正:平成31年3月29日年発0329第2号 地方厚生(支)局長あて厚生労働省年金局長通知)	長通知、最終改正:平成31年3月29日年発0329第2号 地方厚生(支)局長あて厚生労働省年金局長通知)	
◇確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について(平成14年3月29日年企発第0329003号・年運発第	◇確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について(平成14年3月29日年企発第0329003号・年運発第	
0329002号 地方厚生(支)局長あて厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課長・運用指導課長通知、最終改	0329002号 地方厚生(支)局長あて厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課長・運用指導課長通知、最終改	
正: <u>令和元</u> 年 <u>12</u> 月 <u>27</u> 日年企発 <u>1227</u> 第 <u>1</u> 号 地方厚生(支)局長あて厚生労働省年金局企業年金・個人年金課長通	正: <u>平成31</u> 年 <u>3</u> 月 <u>29</u> 日年企発 <u>0329</u> 第 <u>3</u> 号 地方厚生(支)局長あて厚生労働省年金局企業年金・個人年金課長通	
知)	知)	
◇確定給付企業年金の財政計算等に係る特例的扱いについて(平成20年9月11日年発第0911001号 地方厚生(支)	◇確定給付企業年金の財政計算等に係る特例的扱いについて(平成20年9月11日年発第0911001号 地方厚生(支)	
局長あて厚生労働省年金局長通知、最終改正: <u>令和元</u> 年 <u>12</u> 月 <u>27</u> 日年発 <u>1227</u> 第 <u>3</u> 号 地方厚生(支)局長あて厚生 労働省年金局長通知)	局長あて厚生労働省年金局長通知、最終改正: <u>平成28</u> 年 <u>12</u> 月 <u>14</u> 日年発 <u>1214</u> 第 <u>1</u> 号 地方厚生(支)局長あて厚生 労働省年金局長通知)	
(略)	(略)	

確定給付企業年金に関する数理実務ガイダンス 変更後		変更前		
確定給付企業年金に関する数理実務ガイダンス		確定給付企業年金に関する数理実務ガイダンス		
制定	2002年 8月26日	制定	2002年 8月26日	
全文改定	2017年12月20日	全文改定	2017年12月20日	
改定	2018年 2月21日	改定	2018年 2月21日	
改定	2018年12月21日	改定	2018年12月21日	
改定	2019年 3月25日	改定	2019年 3月25日	
改定	2019年 7月22日	改定	2019年 7月22日	
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	2020年 6月22日			
公益社団法人	日本年金数理人会	公益社団法人	日本年金数理人会	
(略)		(略)		
公益社団法人日本年金数理人会(以下「本会」という。)は、確定給付企業年金法、並びに、「令、告示、及び、通知(以下「確定給付企業年金法令等」という。)、並びに、本ガイダンスにな判断に基づいて本専門業務を行って得られる情報は、確定給付企業年金における適正な年金いると考える。	二則って、合理的	公益社団法人日本年金数理人会(以下「本会」という。)は、確定給付企業年金法、並びに、関令、告示、及び、通知(以下「確定給付企業年金法令等」という。)、並びに、本ガイダンスに見な判断に基づいて本専門業務を行って得られる情報は、確定給付企業年金における適正な年金数いると考える。	則って、合理的	
本ガイダンスの理解は、「確定給付企業年金に関する数理実務基準」において、本会の会員が、	、本専門業務を行	本ガイダンスの理解は、「確定給付企業年金に関する数理実務基準」において、本会の会員が、	本専門業務を行	
うにあたって有するべき専門能力に含まれるとされている。		うにあたって有するべき専門能力に含まれるとされている。		
本ガイダンスが前提とする確定給付企業年金法令等は次の通り。		本ガイダンスが前提とする確定給付企業年金法令等は次の通り。		
◇確定給付企業年金法(平成13年6月15日法律第50号、最終改正:平成28年6月3日法律第66号)		◇確定給付企業年金法(平成13年6月15日法律第50号、最終改正:平成28年6月3日法律第66号)		
◇確定給付企業年金法施行令(平成13年12月21日政令第424号、最終改正:平成28年12月14日		◇確定給付企業年金法施行令(平成13年12月21日政令第424号、最終改正:平成28年12月14日政令第375号)		
◇確定給付企業年金法施行規則(平成14年3月5日厚生労働省令第22号、最終改正:平成30年6人	月22日厚生労働省	◇確定給付企業年金法施行規則(平成14年3月5日厚生労働省令第22号、最終改正:平成30年6月	22日厚生労働省	
令第77号)		令第77号)		

- ◇確定給付企業年金法施行規則第四十三条第二項第一号及び第二号に規定する予定利率の下限及び基準死亡率 (平成14年3月5日厚生労働省告示第58号、その後の改正を含む。)
- ◇確定給付企業年金法施行規則第五十五条第一項第一号に規定する予定利率(平成15年3月18日厚生労働省告示 第99号、その後の改正を含む。)
- ◇確定給付企業年金法施行規則第四十三条第一項に規定する通常の予測を超えて財政の安定が損なわれる危険に対応する額の算定方法(平成28年12月14日厚生労働省告示第412号、最終改正:令和元年12月27日厚生労働省告示第211号)
- ◇確定給付企業年金制度について(平成14年3月29日年発第0329008号 地方厚生(支)局長あて厚生労働省年金局 長通知、最終改正:平成31年3月29日年発0329第2号 地方厚生(支)局長あて厚生労働省年金局長通知)

- ◇確定給付企業年金法施行規則第四十三条第二項第一号及び第二号に規定する予定利率の下限及び基準死亡率 (平成14年3月5日厚生労働省告示第58号、その後の改正を含む。)
- ◇確定給付企業年金法施行規則第五十五条第一項第一号に規定する予定利率(平成15年3月18日厚生労働省告示 第99号、その後の改正を含む。)
- ◇確定給付企業年金法施行規則第四十三条第一項に規定する通常の予測を超えて財政の安定が損なわれる危険 に対応する額の算定方法(平成28年12月14日厚生労働省告示第412号)
- ◇確定給付企業年金制度について(平成14年3月29日年発第0329008号 地方厚生(支)局長あて厚生労働省年金局 長通知、最終改正:平成31年3月29日年発0329第2号 地方厚生(支)局長あて厚生労働省年金局長通知)

変更後	変更前
◇確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について(平成14年3月29日年企発第0329003号・年運発第	◇確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について(平成14年3月29日年企発第0329003号・年運発第
0329002号 地方厚生(支)局長あて厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課長・運用指導課長通知、最終改	0329002号 地方厚生(支)局長あて厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課長・運用指導課長通知、最終改
正: <u>令和元</u> 年 <u>12</u> 月 <u>27</u> 日年企発 <u>1227</u> 第 <u>1</u> 号地方厚生(支)局長あて厚生労働省年金局企業年金・個人年金課長通	正: <u>平成31</u> 年 <u>3</u> 月 <u>29</u> 日年企発 <u>0329</u> 第 <u>3</u> 号 地方厚生(支)局長あて厚生労働省年金局企業年金・個人年金課長通
知)	知)
◇確定給付企業年金の財政計算等に係る特例的扱いについて(平成20年9月11日年発第0911001号 地方厚生(支)	◇確定給付企業年金の財政計算等に係る特例的扱いについて(平成20年9月11日年発第0911001号 地方厚生(支)
局長あて厚生労働省年金局長通知、最終改正: <u>令和元</u> 年 <u>12</u> 月 <u>27</u> 日年発 <u>1227</u> 第 <u>3</u> 号 地方厚生(支)局長あて厚生	局長あて厚生労働省年金局長通知、最終改正: <u>平成28</u> 年 <u>12</u> 月 <u>14</u> 日年発 <u>1214</u> 第 <u>1</u> 号 地方厚生(支)局長あて厚生
労働省年金局長通知)	労働省年金局長通知)
(略)	

[用語の略称等]

変更後	変更前	
確定給付企業年金法令等に定められた用語の略称はそのまま使用する。	確定給付企業年金法令等に定められた用語の略称はそのまま使用する。	
その他の用語は、以下のとおりとする。	その他の用語は、以下のとおりとする。	
	・財政悪化リスク相当額の算定に係る告示 確定給付企業年金法施行規則第四十三条第一項に規定する通常の予測を超えて財政の安定が 損なわれる危険に対応する額の算定方法 (平成28年12月14日厚生労働省告示第412号) をいう。	
・掛金適用日	・掛金適用日	
財政計算に基づく掛金を適用する日をいう。	財政計算に基づく掛金を適用する日をいう。	
(略)	(旺各)	

第5節 財政計算			
変更後		変更前	
(略)		(略)	
1. 財政計算を行う場合 規則第49条、第50条、第57条に基づき財政計算を行う場合は、実施する該当事由に応じて、標準掛金、特別掛金、リスク対応掛金を算定する。 また、実施する該当事由に係わらず、財政計算毎に、適切な算定方法によって、財政悪化リスク相当額を算定する。(ただし、簡易な基準を使用している場合は、財政悪化リスク相当額を零とする。)	リスク対応掛金の算定は任意と なることに留意する。 ・財政計算の計算基準日におい	1. 財政計算を行う場合 規則第49条、第50条、第57条に基づき財政計算を行う場合は、実施する該当事由に応 じて、標準掛金、特別掛金、リスク対応掛金を算定する。 また、実施する該当事由に係わらず、財政計算毎に、適切な算定方法によって、財政悪化リスク相当額を算定する。(ただし、簡易な基準を使用している場合は、財政悪化リスク相当額を零とする。)	・実施する該当事由によっては、リスク対応掛金の算定は任意となることに留意する。 ・財政計算の計算基準日において、「財政悪化リスク相当額の算定に係る告示」第3条第1項第1号に該当する場合、当該財政計算において、特別算定方法によって、財政悪化リスク相当額を算定する。〔補足〕・標準的な算定方法を用いている場合において、「財政悪化リスク相当額の算定に係る告示」第3条第1項第1号又は第2

変更後			
	ちに特別算定方法を用いた財 政計算を行う必要はない。た だし、該当時点が、他の事由 による財政計算の計算基準日 の場合、当該財政計算におい て、特別算定方法によって、 財政悪化リスク相当額を算定 する必要がある。		号に該当しても、それを理由として、直ちに特別算定方法を用いた財政計算を行う必要はない。ただし、該当時点が、他の事由による財政計算の計算基準日の場合、当該財政計算において、特別算定方法によって、財政悪化リスク相当額を算定する必要がある。
(呼各)		(野各)	
(4)規則第50条第4号ホに基づく財政再計算は例えば、次のような場合に実施する。 ・繰越不足金の解消を目的として実施する財政再計算 ・給付支払いのための積立金が不足することにより、規則第64条の掛金を拠出した場合に実施する財政再計算 ・特別掛金の引下げもしくは廃止を目的として別途積立金を取り崩して実施する財政再計算 ・資産の評価方法の変更により実施する財政再計算 ・予定利率を変更することを目的として実施する財政再計算 ・リスク対応掛金を、新たに設定することを目的として実施する財政再計算 ・従来の事情が当てはまらなくなるような場合に、リスク対応掛金を変更することを目的として実施する財政再計算	であることに留意する。 ・「恣意的な掛金拠出による過剰	(4)規則第50条第4号ホに基づく財政再計算は例えば、次のような場合に実施する。 ・繰越不足金の解消を目的として実施する財政再計算 ・給付支払いのための積立金が不足することにより、規則第64条の掛金を拠出した場合に実施する財政再計算 ・特別掛金の引下げもしくは廃止を目的として別途積立金を取り崩して実施する財政再計算 ・資産の評価方法の変更により実施する財政再計算 ・予定利率を変更することを目的として実施する財政再計算 ・リスク対応掛金を、新たに設定することを目的として実施する財政再計算 ・従来の事情が当てはまらなくなるような場合に、リスク対応掛金を変更することを目的として実施する財政再計算	・当該財政再計算において、繰越不足金がある場合には、繰越不足金を全額解消することに留意する。 ・「恣意なとに留意する。 ・「恣意なとに留意する。 ・「恣意なとに留意する。 ・「恣意ないによる。といて更会を会認が出まる。」による場所では、では、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは
(略)		(明各)	

リスク分担型企業年金以外の確定給付企業年金

○財政悪化リスク相当額の算定方法(リスク分担型企業年金でない確定給付企業年金)

変更後

1. 標準算定方法

・標準算定方法での財政悪化リスク相当額は次の通りに算定する。

リスク係数対象資産の財政悪化リスク相当額

 $=\sum_{\mathbf{6}\stackrel{\circ}{\cong}\mathbf{E}}$ 各リスク係数対象資産残高×各リスク係数

財政悪化リスク相当額

=リスク係数対象資産の財政悪化リスク相当額

×Min(リスク係数対象資産の合計額+その他の資産の額,

通常予測給付額の現価)

/リスク係数対象資産の合計額

・事業年度末日以外を計算基準日とした財政計算を行う場合で、資産構成割合の特定が難しいケースにおいては、合理的な推計として、直近の財政決算時の資産構成割合を計算基準日の資産額に乗じてリスク係数対象資産額に区分することも可とする。

- 2. 特別算定方法
- ・財政計算の計算基準日において、積立金の資産に占めるその他の資産の割合が20%以上であるならば、特別算定方法により財政悪化リスク相当額を算定しなければならない。
- ・特別算定方法のうち、リスク算定告示第3条第1項各号に定める方法(以下、「承認不要な特別算定方法」)により財政悪化リスク相当額を算定する場合は、厚生労働大臣の承認は不要。
- ・標準算定方法を用いている場合に、財政計算の計算基準日以外において、積立金の資産に占めるその他の資産の割合が20%以上となったとしても、すぐに財政計算を行い特別算定方法へ切り替える必要はない。その場合、次回の財政計算まで直近と同額の財政悪化リスク相当額を継続して用いる。
- ・政策的資産構成割合を変更し、積立金の資産に占めるその他の資産の割合が20%以上となる ことが見込まれる場合、その段階で財政計算を行わないのであれば、特別算定方法へ切り替え る必要はない。その場合、次回の財政計算まで同額の財政悪化リスク相当額を継続して用いる。

・<u>標準算定方法は、リスク算定告</u> <u>示第2条第1項に規定する</u>算定 方法を指す。

- ・資産は規約型企業年金の事業 主又は企業年金基金(以下、「事 業主等」という。)が法令等に基 づき区分する。
- ・事業報告書の資産区分を、事業 主等が法令等に基づき区分した ものとみなすことは可能(特別 算定方法において資産を区分す る場合も同じ)。
- ・リスク係数およびリスク係数 対象資産とは、<mark>リスク算定告示</mark> 別表に定められているリスク係 数および6資産(国内債券、国 内株式、外国債券、外国株式、 一般勘定、短期資産)を指す。
- ・「各リスク係数対象資産残高」、 「その他の資産の額」及び「リ スク係数対象資産の合計額」は、 計算基準日における額とする。
- ・その他の資産とは、リスク係数 対象資産以外の資産を指す。

○財政悪化リスク相当額の算定方法 (リスク分担型企業年金でない確定給付企業年金)

変更前

1. 標準的な算定方法

・標準的な算定方法での財政悪化リスク相当額は次の通りに算定する。

リスク係数対象資産の財政悪化リスク相当額

= ∑ 各リスク係数対象資産残高×各リスク係数

財政悪化リスク相当額

=リスク係数対象資産の財政悪化リスク相当額

×Min(リスク係数対象資産の合計額+その他の資産の額,

通常予測給付額の現価)

/リスク係数対象資産の合計額

・事業年度末日以外を計算基準日とした財政計算を行う場合で、資産構成割合の特定が難しいケースにおいては、合理的な推計として、直近の財政決算時の資産構成割合を計算基準日の資産額に乗じてリスク係数対象資産額に区分することも可とする。

- ・標準的な算定方法とは、特別算定方法以外の算定方法を指す。
- ・資産は規約型企業年金の事業 主又は企業年金基金(以下、「事 業主等」という。)が法令等に基 づき区分する。
- ・事業報告書の資産区分を、事業 主等が法令等に基づき区分した ものとみなすことは可能(特別 算定方法において資産を区分す る場合も同じ)。
- ・リスク係数およびリスク係数 対象資産とは、平成28年厚生労働省告示第412号の別表に定め られているリスク係数および6 資産(国内債券、国内株式、外国 債券、外国株式、一般勘定、短期 資産)を指す。

(追加)

・その他の資産とは、リスク係数 対象資産以外の資産を指す。

2. 特別算定方法

・財政計算の計算基準日において、積立金の資産に占めるその他の資産の割合が20%以上であるならば、特別算定方法により財政悪化リスク相当額を算定しなければならない。

(追加)

- ・標準的な算定方法を用いている場合に、財政計算の計算基準日以外において、積立金の資産に 占めるその他の資産の割合が20%以上となったとしても、すぐに財政計算を行い特別算定方 法へ切り替える必要はない。その場合、次回の財政計算まで直近と同額の財政悪化リスク相当 額を継続して用いる。
- ・政策的資産構成割合を変更し、積立金の資産に占めるその他の資産の割合が20%以上となる ことが見込まれる場合、その段階で財政計算を行わないのであれば、特別算定方法へ切り替え る必要はない。その場合、次回の財政計算まで同額の財政悪化リスク相当額を継続して用いる。

・計算基準日の実際の資産ではな く、計算基準日の前後に変更し た政策的資産構成割合を勘案し

変更後		変更前	
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	て財政計算の財政悪化リスク相 当額を算定するときは、特別算 定方法により算定する必要があ る。
・財政悪化リスク相当額を、通常予測給付現価相当額から標準掛金収入現価 <u>(過去勤務債務の額がある場合は、特別掛金収入現価を含むことができる)</u> と積立金の額を合算した額を控除した額の20年に1回の頻度で発生すると予想される最大額とするもの。		・財政悪化リスク相当額を、通常予測給付現価相当額から標準掛金収入現価と特別掛金収入現価と積立金の額を合算した額を控除した額の20年に1回の頻度で発生すると予想される最大額とするもの。	
・特別算定方法は、価格変動リスク(資産の価格変動により積立金の額が低下する危険)を考慮するものであり、かつ、負債変動リスク(基礎率と実績が乖離することに伴い負債が変動する 危険)を考慮するように努めていること。		・特別算定方法は、価格変動リスク(資産の価格変動により積立金の額が低下する危険)を考慮するものであり、かつ、負債変動リスク(基礎率と実績 <u>と</u> が乖離することに伴い <u>発生しうる</u> 危険)を考慮するように努めていること。	
・あらかじめ特別算定方法に係る承認申請書類(承認不要な特別算定方法の場合は、当該特別算定方法に基づき初めて提出する掛金の計算の基礎を示した書類又は財政再計算報告書)において当該特別算定方法を使用する期間を限る旨及びその理由を記載しておくことで、リスク算定告示第5条の規定に基づく特別算定方法の使用を中止する旨及びその理由を記載した書類の提出なく、当該期間経過後は標準算定方法に変更することができる。	・特別算定方法を使用する期間 を限る場合の例として、統合や 合併、権利義務承継等による財 政計算において、計算基準日以 後に増減する積立金の額を勘案 して財政悪化リスク相当額を算 定する場合などが考えられる。	(追加)	(追加)
	・一方、例えば、期待収益率が将来にわたって低下するリスクがあることを考慮して予定利率低下リスクを織り込む場合等、当該特別算定方法の使用期間を限定することが妥当ではないと考えられる場合があることに留意が必要。		
3. 特別算定方法の内容又は特別算定方法を継続使用することの不適当性の判断について	・ <u>リスク算定告示</u> 第6条(年金数 理人の所見を踏まえた措置)に 定められる「特別算定方法の内 容又は特別算定方法を使用す ることが不適当である旨の所 見」を付すか否かの判断	3. 特別算定方法の内容又は特別算定方法を継続使用することの不適当性の判断について	・平成28年厚生労働省告示第412 号「確定給付企業年金法施行規 則第四十三条第一項に規定する 通常の予測を超えて財政の安定 が損なわれる危険に対応する額 の算定方法」第6条(年金数理 人の所見を踏まえた措置)に定 められる「特別算定方法の内容 又は特別算定方法を使用するこ とが不適当である旨の所見」を 付すか否かの判断
・特別算定方法の内容又は特別算定方法を使用することが不適当であると年金数理人が判断する場合、年金数理に関する書類に不適当である旨の所見を付す。		・特別算定方法の内容又は特別算定方法を使用することが不適当であると年金数理人が判断する場合、年金数理に関する書類に不適当である旨の所見を付す	
・個別審査による承認の取り扱いとされていることから、 <u>リスク算定</u> 告示第 3 条第 <u>4</u> 項各号に 定める要件を満たしているかどうかという基準だけではなく、個別の状況も考慮した上で専門家である年金数理人としての判断が求められる。	・財政検証については、決算報告 書の提出期限(事業年度終了後 4月以内) に留意すること。	・個別審査による承認の取り扱いとされていることから、告示第3条第 <u>5</u> 項各号に定める要件を満たしているかどうかという基準だけではなく、個別の状況も考慮した上で専門家である年金数理人としての判断が求められる。	・財政検証については、決算報告 書の提出期限(事業年度終了後 4月以内)に留意すること。
	・承認不要な特別算定方法も特別算定方法であることからリスク算定告示第3条第4項の		(追加)

変更後			
文 文版	要件を満たす必要がある。	英文 的	
・不適当性の判断は、財政計算時だけではなく財政検証時にも行う。	・厚生労働大臣の承認を得た方 法(承認不要な特別算定方法の 場合は、リスク算定告示第3条 第1項各号に定める方法のう ち、財政悪化リスク相当額の算 定に使用した方法)に則って運 営されていること、および、そ の前提条件に変化がないこと を確認した場合には、年金数理 人は不適当ではないと判断で きる。	・不適当性の判断は、財政計算時だけではなく財政検証時にも行う	・厚生労働大臣の承認を得た方法 に則って運営されていること、 および、その前提条件に変化が ないことを確認した場合には、 年金数理人は不適当ではないと 判断できる。
	・財政検証時の不適当性の判断 に当たっては、必要に応じて基 準日時点の資産構成等の情報 を入手すること。		・財政検証時の不適当性の判断 に当たっては、必要に応じて基 準日時点の資産構成等の情報 を入手すること。
・財政計算・財政検証ともに、現在の特別算定方法が不適当である旨の所見を年金数理人が付した場合には、事業主等は法令に則って方法を見直す必要がある。年金数理人には修正された方法を用いて計算した書類に署名することが求められる。		・財政計算・財政検証ともに、現在の特別算定方法が不適当である旨の所見を年金数理人が付した場合には、事業主等は法令に則って方法を見直す必要がある。年金数理人には修正された方法を用いて計算した書類に署名することが求められる。	
・特別算定方法の見直しの条件・タイミング等に関しては、例えば、予め特別算定方法の一部として厚生労働大臣宛の承認申請の内容に含めて承認を得ておき、当該条件の該当有無により、不適当か否かを判断することが考えられる。この場合、実務上の支障が生じないよう、不適当であると判断する基準を設定することに留意する。特に、財政検証時の判断基準については、決算報告書の提出期限を考慮して設定すること。	・例えば、「 <u>5</u> . 特別算定方法の例示一ア. 価格変動リスク」の [例示①] [例示②] [例示③] のような標準算定方法に準じる方法において、リスク係数対象資産に相当するものとみなした資産を除いた「その他の資産」ののでも、一定の許らば、現時点ではる数理に基づいていると判断することも可。	・特別算定方法の見直しの条件・タイミング等に関しては、例えば、予め特別算定方法の一部として厚生労働大臣宛の承認申請の内容に含めて承認を得ておき、当該条件の該当有無により、不適当か否かを判断することが考えられる。この場合、実務上の支障が生じないよう、不適当であると判断する基準を設定することに留意する。特に、財政検証時の判断基準については、決算報告書の提出期限を考慮して設定すること。	・例えば、「4.特別算定方法の例示一ア.価格変動リスク」の 「例示①〕「例示②〕「例示③〕 のような標準的な算定方法に 準じる方法において、リスク係 数対象資産に相当するものと みなした資産を除いた「その他 の資産」の割合が20%以上に なる場合でも、一定の許容範囲 内ならば、現時点では適と判断 することも可。
・財政検証時に現在の特別算定方法を今後見直す必要があると年金数理人が判断した場合、現時点では適正な年金数理に基づいているものであるが、今後見直しを行うべきとの所見を付すことも考えられる。		・財政検証時に現在の特別算定方法を今後見直す必要があると年金数理人が判断した場合、現時点では適正な年金数理に基づいているものであるが、今後見直しを行うべきとの所見を付すことも考えられる。	
4. 承認不要な特別算定方法について		(追加)	
・リスク分担型企業年金以外の確定給付企業年金の事業主等がリスク算定告示第3条第1項各 号に掲げる、以下の算定方法により財政悪化リスク相当額を算定する場合には、特別算定方法 の承認は不要となる。	・承認不要な特別算定方法においても、リスク算定告示第3条 第4項の要件を満たす必要があることに留意する。		(追加)
	・(1) ~ (3) を組み合わせた 方法により財政悪化リスク相 当額を算定する場合も、特別算 定方法の承認は不要。		
(1)価格変動リスクを計算基準日時点の積立金の資産構成割合ではなく、政策的資産構成割	・政策的資産構成割合の見直し		

変更後		変更前	
<u>合に基づき、標準算定方法に準じて算定する方法</u>	を予定している場合にあって は、確定給付企業年金の事情を 踏まえ、見直し後の政策的資産 構成割合を用いることも可能。		
・この算定方法に用いる政策的資産構成割合は、基本的には財政悪化リスク相当額を算 定する時点で有効な政策的資産構成割合とすること。	・政策的資産構成割合のその他 の資産が2割以上である場合 には、特別算定方法の承認が必 要。		
(2) 運用環境の変化により資産の価格が変動する以外の理由により積立金の額に増減が生じる場合に、価格変動リスクをその積立金の増減を勘案して標準算定方法又は(1)に準 じて算定する方法	・積立金の増減を勘案した後の 積立金のその他の資産が積立 金に占める割合が2割以上で ある場合には、特別算定方法の 承認が必要。		
・積立金の増減を伴う財政計算において、積立金の増減を見込まずに標準算定方法または(1)の方法に基づき算定された財政悪化リスク相当額に対して、増減前後の積立金の比率を乗じることにより財政悪化リスク相当額を算定することができる。 (例)実施事業所が増加する場合			
実施事業所が増加する場合、当該増加に係る財政計算の計算基準日における、増加する実施事業所の財政悪化リスク相当額は次のように算定することができる。 増加する実施事業所の財政悪化リスク相当額 三実施事業所が増加する前の財政悪化リスク相当額 ×実施事業所の増加に伴い増加することとなる資産額 /実施事業所が増加する前の資産額	・実施事業所が増加する場合で、 規則第50条に該当しない場合 も、適当な基準日を設定するこ とにより、増加する実施事業所 の財政悪化リスク相当額を算定 し、当該実施事業所のみに係る リスク対応掛金を算定すること ができる。		
・運用環境の変化により資産の価格が変動する以外の理由により積立金の額に増減が 生じる場合とは、以下の場合とする。			
①規約型企業年金を統合する場合 ②規約型企業年金を分割する場合 ③企業年金基金を合併する場合 ④企業年金基金を分割する場合 ⑤実施事業所が増加又は減少する場合 ⑥実施事業所に係る権利義務を移転又は承継する場合 ⑦存続厚生年金基金の設立事業所に係る権利義務を承継する場合 ⑧規約型企業年金(企業年金基金)から企業年金基金(規約型企業年金)へ移行し、加入者等に係る権利義務を移転又は承継する場合 ⑨脱退一時金相当額を移換する又は移換を受ける場合 ⑩積立金の一部を企業型年金の資産管理機関に移換する場合	・左記に該当する場合であって も、積立金の増減額が僅少であ る場合等であれば、積立金の増 減を見込まずに標準算定方法に より財政悪化リスク相当額を算 定することも考えられる。		

変更後 ①脱退一時金相当額を企業型年金の資産管理機関又は国民年金基金連合会へ移換する場合 ②積立金の一部を独立行政法人勤労者退職金共済機構へ移換する場合 ③企業型年金の資産管理機関又は国民年金基金連合会から個人別管理資産の移換を受ける場合又は独立行政法人勤労者退職金共済機構から解約手当金相当額の引渡し若しくは移換を受ける場合 ④中途脱退者に係る脱退一時金相当額を企業年金連合会又は存続連合会へ移換する場合 ⑤存続厚生年金基金から残余財産の移換を受ける場合 (3)負債変動リスクを予定利率が1%(下限予定利率を下回る場合は、下限予定利率までの	価格変動リスクは、上記(1)、	変更前	
る場合 ②積立金の一部を独立行政法人勤労者退職金共済機構へ移換する場合 ③企業型年金の資産管理機関又は国民年金基金連合会から個人別管理資産の移換を受ける場合又は独立行政法人勤労者退職金共済機構から解約手当金相当額の引渡し若しくは移換を受ける場合 ④中途脱退者に係る脱退一時金相当額を企業年金連合会又は存続連合会へ移換する場合 ⑤存続厚生年金基金から残余財産の移換を受ける場合	・価格変動リスクは、上記(1)、		
低下幅)低下した場合の数理債務(過去勤務債務がある場合は、数理債務から特別掛金収入現価を控除することができる)の増加額として算定し、価格変動リスクに当該増加額を加算する方法	(2)の方法又は標準算定方法と すること ・予定利率の低下幅を1%(下限 予定利率を下回る場合は、下限 予定利率までの低下幅)以外と する場合には、特別算定方法の 承認が必要。		
 ・掛金収入現価の増加額においては、予定利率低下後の標準掛金を用いることが考えられるが、合理的な理由がある場合には、標準掛金の変動を考慮せず算定することも考えられる。 ・各現価の算定において、将来加入者については、財政方式や標準掛金の変動の考慮の有無等、負債変動リスクの算定方法を考慮した上で、合理的な取り扱い(算定対象とする、または対象としない等)とすること。 	75 pt. W 2. X 0		
5. 特別算定方法の例示(1) 価格変動リスク	・例示に基づく方法であっても 妥当とならない場合があることに留意する。	4. 特別算定方法の例示(1) 価格変動リスク	・例示に基づく方法であっても 妥当とならない場合があることに留意する。
・価格変動リスクの特別算定方法の例示として、 <mark>標準算定方法</mark> に準じる方法や TVaR による 方法を挙げるが、例示以外でもリスクシナリオを設定する方法等が考えられる。	・財政悪化リスク相当額を算定するために必要となる、保有資産のリスク/リターン等の前提条件は、事業主等が主体的に決定することに留意すること。	・価格変動リスクの特別算定方法の例示として、標準的な算定方法に準じる方法や TVaR による方法を挙げるが、例示以外でもリスクシナリオを設定する方法等が考えられる。	・財政悪化リスク相当額を算定するために必要となる、保有資産のリスク/リターン等の前提条件は、事業主等が主体的に決定することに留意すること。
[例示①] ・その他の資産の全部または一部のリスク/リターン特性が、リスク係数対象資産と同等であると運用会社等からの情報等の客観的な事実に基づき事業主等が判断する場合において、その他の資産の全部または一部をリスク係数対象資産に相当するものとみなし、当該リスク係数対象資産に相当するものとみなした部分を除いたその他の資産の割合が20%未満であるとき、標準算定方法に準じて財政悪化リスク相当額を算定する方法。	・その他の資産として区分したファンド等のリスク/リターン特性が、リスク係数対象資産と同等であると事業主等がみなしている場合には、当該ファンド等をリスク係数対象資産に相当するものとして取り扱うことは可能である。 ・財政決算や財政計算において	[例示①] ・その他の資産の全部または一部のリスク/リターン特性が、リスク係数対象資産と同等であると運用会社等からの情報等の客観的な事実に基づき事業主等が判断する場合において、その他の資産の全部または一部をリスク係数対象資産に相当するものとみなし、当該リスク係数対象資産に相当するものとみなした部分を除いたその他の資産の割合が20%未満であるとき、標準的な算定方法に準じて財政悪化リスク相当額を算定する方法。	・その他の資産として区分したファンド等のリスク/リターン特性が、リスク係数対象資産と同等であると事業主等がみなしている場合には、当該ファンド等をリスク係数対象資産に相当するものとして取り扱うことは可能である。 ・財政決算や財政計算において

変更後		変更前	
	一部のリスク/リターン特性 が、承認を受けた時点から大幅 に変化していないかどうかを確 認すること。		一部のリスク/リターン特性 が、承認を受けた時点から大幅 に変化していないかどうかを確 認すること。
[例示②] ・その他の資産の全部または一部のリスク/リターン特性が、リスク係数対象資産の組み合わせと同等であると運用会社等からの情報等の客観的な事実に基づき事業主等が判断する場合において、その他の資産の全部または一部をリスク係数対象資産に相当するものとみなし、当該リスク係数対象資産に相当するものとみなした部分を除いたその他の資産の割合が20%未満であるとき、標準算定方法に準じて財政悪化リスク相当額を算定する方法。	ファンド等がリスク係数対象資 産の組み合わせであると事業主	 〔例示②〕 ・その他の資産の全部または一部のリスク/リターン特性が、リスク係数対象資産の組み合わせと同等であると運用会社等からの情報等の客観的な事実に基づき事業主等が判断する場合において、その他の資産の全部または一部をリスク係数対象資産に相当するものとみなし、当該リスク係数対象資産に相当するものとみなした部分を除いたその他の資産の割合が20%未満であるとき、標準的な算定方法に準じて財政悪化リスク相当額を算定する方法。 	・その他の資産として区分したファンド等がリスク係数対象資産の組み合わせであると事業主等がみなしている場合には、当該ファンド等をリスク係数対象資産のみなし構成比により按分し、按分された資産をリスク係数対象資産に相当するものとして取り扱うことは可能である。
	・財政決算や財政計算においては、その他の資産の全部または一部のリスク/リターン特性が、承認を受けた時点から大幅に変化していないかどうかを確認すること。		・財政決算や財政計算においては、その他の資産の全部または 一部のリスク/リターン特性 が、承認を受けた時点から大幅 に変化していないかどうかを確 認すること。
[例示③] ・その他の資産のうち、ヘッジファンド、不動産、プライベート・エクイティ、コモディティ(商品)等に細分化される資産についてそれぞれ係数を定め、当該係数を定めた資産を除いたその他の資産の割合が20%未満である場合、標準算定方法に準じて財政悪化リスク相当額を算定する方法。	報告書の「その他資産の内訳」	 〔例示③〕 ・その他の資産のうち、ヘッジファンド、不動産、プライベート・エクイティ、コモディティ(商品)等に細分化される資産についてそれぞれ係数を定め、当該係数を定めた資産を除いたその他の資産の割合が20%未満である場合、標準的な算定方法に準じて財政悪化リスク相当額を算定する方法。 	・その他の資産の細分化は、事業報告書の「その他資産の内訳」を使用する方法が考えられる。 ・事業報告書の「その他資産の内訳」を使用してその他資産の内訳」を使用してその他資産の細分化をする場合には、保有するファンド等のリスク/リターン特性を考慮しているものと考えられる。
(距各)		(略)	
[例示④] ・標準算定方法の資産区分ごとに、政策的資産構成割合の策定時に想定しているリスクに基づいて係数を定め、各資産に係数を乗じたものを単純に合算して財政悪化リスク相当額を算定する方法。 ・その他の資産の係数は、政策的資産構成割合の策定時に想定しているその他の資産に係るリスクから算定する方法が考えられる。また、その他の資産以外の資産の係数は、標準算定方法と同じリスク係数を使用することが考えられる。	・政策的資産構成割合は、代議員 会や運用委員会での十分な議論 や労使合意により策定されてい るため、当該政策的資産構成割 合の策定時に想定したリスクを 使用することは妥当であると考 えられる。	 「例示④〕 ・標準的な算定方法の資産区分ごとに、政策的資産構成割合の策定時に想定しているリスクに基づいて係数を定め、各資産に係数を乗じたものを単純に合算して財政悪化リスク相当額を算定する方法。 ・その他の資産の係数は、政策的資産構成割合の策定時に想定しているその他の資産に係るリスクから算定する方法が考えられる。また、その他の資産以外の資産の係数は、標準的な算定方法と同じリスク係数を使用することが考えられる。 	・政策的資産構成割合は、代議員 会や運用委員会での十分な議論 や労使合意により策定されてい るため、当該政策的資産構成割 合の策定時に想定したリスクを 使用することは妥当であると考 えられる。
・その他の資産の係数を定める際には、その他の資産の内訳(〔例示③〕の分類など)ごとにリスクを想定して算定することが望ましい。例えば、その他の資産の内訳ごとのリスク係数を定める際には、〔例示③〕に基づいて、その他の資産のうち、ヘッジファンド、不動産、プライベート・エクイティ、コモディティ(商品)等に細分化される資産についてそれぞれ係数を定め、当該係数を定めた資産を除いたその他の資産の係数を政策的資産構成割合の策定時に想定しているその他の資産に係るリスクと同じものとして算定することが考えられる。ただし、政策的資産機成割合のその他の資産の限力に対してリスク	策的資産構成割合の策定時点で 想定しているリスク/リターン	・その他の資産の係数を定める際には、その他の資産の内訳(〔例示③〕の分類など)ごとにリスクを想定して算定することが望ましい。例えば、その他の資産の内訳ごとのリスク係数を定める際には、〔例示③〕に基づいて、その他の資産のうち、ヘッジファンド、不動産、プライベート・エクイティ、コモディティ(商品)等に細分化される資産についてそれぞれ係数を定め、当該係数を定めた資産を除いたその他の資産の係数を政策的資産構成割合の策定時に想定しているその他の資産に係るリスクと同じものとして算定することが考えられる。ただし、政策的資産構成割合のその他の資産の原理にかかわりまず。その他の資産を保に対してリスク	・政策的資産構成割合の策定が 財政計算より前である場合、政 策的資産構成割合の策定時点で 想定しているリスク/リターン が財政計算時点でのリスク/リ ターンと乖離している可能性が

あるため、当該財政計算におい

て算定方法の妥当性の判断を行

政策的資産構成割合のその他の資産の内訳にかかわらず、その他の資産全体に対してリスク

を想定することができる場合は、その他の資産全体で一つの係数を算定することも否定され

政策的資産構成割合のその他の資産の内訳にかかわらず、その他の資産全体に対してリスク を想定することができる場合は、その他の資産全体で一つの係数を算定することも否定され

あるため、当該財政計算におい

て算定方法の妥当性の判断を行

変更後		変更前		
ない。	う等の留意が必要。	ない。	う等の留意が必要。	
 ・将来行う予定の政策的資産構成割合の変更を織り込んで、変更後の政策的資産構成割合の策定時に想定するリスクに基づいて各資産の係数を算定することも可能。 ・財政悪化リスク相当額の算定は、計算基準日時点の保有資産残高に現在または将来予定している政策的資産構成割合の各資産の構成割合を乗じることで、各資産のみなし資産残高を算定し、当該残高に各資産の係数を乗じる方法が考えられる。 	・例示④の方法により財政計算 を実施した後からその次の財政 再計算を実施するまでの間にお いて、政策的資産構成割合と実際の資産構成割合が大きく乖離 する場合、想定しているリスク /リターンも乖離している可能 性があるため、その次の財政再 計算に算定方法の継続使用の妥 当性の判断を行う等の留意が必 要。	 ・将来行う予定の政策的資産構成割合の変更を織り込んで、変更後の政策的資産構成割合の策定時に想定するリスクに基づいて各資産の係数を算定することも可能。 ・財政悪化リスク相当額の算定は、計算基準日時点の保有資産残高に現在または将来予定している政策的資産構成割合の各資産の構成割合を乗じることで、各資産のみなし資産残高を算定し、当該残高に各資産の係数を乗じる方法が考えられる。 	・例示④の方法により財政計算を実施した後からその次の財政再計算を実施するまでの間において、政策的資産構成割合が大きく乖解する場合、想定しているリスク/リターンも乖離している可能性があるため、その次の財政再計算に算定方法の継続使用の妥当性の判断を行う等の留意が必要。	
	・リスク算定告示第3条第1項 第1号イに基づき財政悪化リ スク相当額を算定する場合 は、承認不要な特別算定方法 となる。		(追加)	
[例示⑤] ・計算基準日時点の資産構成割合又は政策的資産構成割合をもとに、各資産についての期待収益率および標準偏差、各資産間の相関等を考慮して、資産全体で一つの期待収益率および標準偏差を求め、その TVaR(95%) を用いて資産全体で一つの係数を算定する方法。		[例示⑤] ・計算基準日時点の資産構成割合又は政策的資産構成割合をもとに、各資産についての期待収益率および標準偏差、各資産間の相関等を考慮して、資産全体で一つの期待収益率および標準偏差を求め、その TVaR(95%) を用いて資産全体で一つの係数を算定する方法。		
・係数の算定において、 <mark>標準算定方法</mark> と同様に、各資産間の相関等を考慮しないことも可能。		・係数の算定において、標準的な算定方法と同様に、各資産間の相関等を考慮しないことも可能。		
(略)		(略)		
(2) 負債変動リスク		(2) 負債変動リスク		
・各種基礎率について、以下のような場合において、負債変動リスクを算定すべきかを検討する ことが考えられる (後述の例示では、以下の基礎率の項番で記載している)。 なお、負債変動リスクを考慮するよう努めているものであることとされているが、負債変動 リスクを算定しないことも否定されない。	・単年度に発生する利差損については価格変動リスクにより 考慮していることに留意する こと。	・各種基礎率について、以下のような場合において、負債変動リスクを算定すべきかを検討する ことが考えられる (後述の例示では、以下の基礎率の項番で記載している) 。 なお、負債変動リスクを考慮するよう努めているものであることとされているが、負債変動リ スクを算定しないことも否定されない。	・単年度に発生する利差損については価格変動リスクにより 考慮していることに留意する こと。	
a. 予定利率 将来的に <mark>期待収益率</mark> が低下することが想定される場合		a. 予定利率 将来的に <mark>期待運用収益率</mark> が低下することが想定される場合		
(昭各)		(略)		
<負債変動リスク算出における特別算定方法の例示>		<負債変動リスク算出における特別算定方法の例示>		
・負債変動リスクをどのように考慮するかの具体的な方法については、様々なものが考えられるため、ここでは、いくつかの例を示すのみとする。		・負債変動リスクをどのように考慮するかの具体的な方法については、様々なものが考えられ るため、ここでは、いくつかの例を示すのみとする。		
I. 基礎率が変動することによる数理債務の変動を見込む方法の例示 (財政再計算時に発生する差損を見込む方法)	・予定利率変動を見込む場合に は、数理債務だけでなく特別掛 金収入現価の変動も見込むこ と <u>ができる</u> 。	I. 基礎率が変動することによる数理債務の変動を見込む方法の例示 (財政再計算時に発生する差損を見込む方法)	・予定利率変動を見込む場合に は、数理債務だけでなく特別排 金収入現価の変動も見込むこと に留意する。	

変更後		変更前	
(略)		(服各)	
【実際に見込む方法】 ア.変動後の基礎率を作成し、基礎率変動前後の数理債務の変動を見込む方法		【実際に見込む方法】 ア.変動後の基礎率を作成し、基礎率変動前後の数理債務の変動を見込む方法	
a. 予定利率 i. 予定利率の例えば1.0%低下に伴う数理債務の増加 <mark>額</mark> を負債変動リスクとする方法。1.0% 低下した場合の予定利率が計算基準日時点の下限予定利率を下回る場合は、当該率を予定 利率とみなして算定したことにより増加する額とする。	 ・予定利率変動を見込む場合には、数理債務だけでなく特別掛金収入現価の変動も見込むことができる。 ・市場や経済環境の将来の見通しに基づき、積立金の運用収益の長期の予測の変動を推計する必要があることに留意すること。 	a. 予定利率 i. <u>リスク分担型企業年金の標準的な算定方法と同様に、</u> 予定利率の例えば1.0%低下に伴う数理債務の増加を負債変動リスクとする方法。1.0%低下した場合の予定利率が計算基準日時点の下限予定利率を下回る場合は、当該率を予定利率とみなして算定したことにより増加する額とする。なお、予定利率に関し、リスク分担型企業年金の標準的な算定方法を採用することで、リスクが過大にならないか留意して使用すること	・予定利率変動を見込む場合には、数理債務だけでなく特別打金収入現価の変動も見込むことに留意する。 ・市場や経済環境の将来の見近しに基づき、積立金の運用収益の長期の予測の変動を推計する必要があることに留意すること。
ii. 積立金の期待収益率の分布そのものの移動幅を合理的に推計し、これを予定利率の低下幅として <u>数理債務の増加額を算定し、これを負債変動リスクと</u> する方法。	・1.0%低下した場合の予定利率 が零未満となる場合は、零以上 の率 (0.0%、0.01%、0.1%な ど)を予定利率とみなして算定 したことにより増加する額と する。	ii. 積立金の期待収益率の分布そのものの移動幅を合理的に推計し、これを予定利率の低下幅として <u>リスク分担型企業年金の標準的な算定方法を適用</u> する方法。	・1.0%低下した場合の予定利率が零未満となる場合は、零以上の率(0.0%、0.01%、0.1%など)を予定利率とみなして算定したことにより増加する額とする。
	(略)		(略)
	 ・将来の期待収益率の低下を織り込んだ予定利率を設定し、当該予定利率にて数理債務を算定する場合、負債変動リスクの算定は、当該数理債務からの20年に1回の頻度の期待収益率の乖離を捉えることになると考えられる。 ・リスク算定告示第3条第1項第2号に基づき財政悪化リスク相当額を算定する場合は、承認不要な特別算定方法となる。 ・予定利率の低下幅を1.0%(1.0%低下後の予定利率が下限予定利率を下回る場合は、下限予定利率までの低下幅)以外 		・将来の期待収益率の低下を編 り込んだ予定利率を設定し、当 該予定利率にて数理債務を算 定する場合、負債変動リスクの 算定は、当該数理債務からの 20 年に 1 回の頻度の期待収益 率の乖離を捉えることになる と考えられる。 (追加)
(mtr.)	<u>とする場合は、合理的な理由が</u> <u>必要となる。</u>	(mtr.)	
(略)	코스(미리·호리 스 디션 스 트 스 V		코라에늄파워크 모델 및 면스 \
ウ. 20年に1回の頻度で発生すると予想される数理債務の変動を見込む方法 数理債務について、20年に1回の頻度で発生すると予測される最大額をTVaR(95%)を用いて 計算し、その変動額を見込む方法。	・予定利率変動を見込む場合に は、数理債務だけでなく特別掛 金収入現価の変動も見込むこ と <u>ができる。</u>	ウ. 20 年に1回の頻度で発生すると予想される数理債務の変動を見込む方法 数理債務について、20 年に1回の頻度で発生すると予測される最大額を TVaR(95%)を用いて 計算し、その変動額を見込む方法。	・予定利率変動を見込む場合には、数理債務だけでなく特別指金収入現価の変動も見込むことに留意する。
・数理債務の分布については、過去に適用した基礎率を用いて、数理債務を計算し、標本平均	・ア. およびイ. を反映することが適切な理由に該当する基礎	・数理債務の分布については、過去に適用した基礎率を用いて、数理債務を計算し、標本平均	・ア. およびイ. を反映するこが適切な理由に該当する基本

		変更後		変更前	
後の期間が短い場合や、	制度変更を行った場合	次を収 分布を仮定することが考えられる。制度3 で、適用した基礎率の数が少ない場合に を増やす等の対応を行うことが考えられ	は、 も考えられる。	及び不偏標準偏差を平均・標準偏差とする正規分布を仮定することが考えられる。制度発足後の期間が短い場合や、制度変更を行った場合で、適用した基礎率の数が少ない場合には、過去の実績に基づいて基礎率を算定し、標本数を増やす等の対応を行うことが考えられる。	率のみについて計算することも 考えられる。 ・ア. の方法と同時に計上することは不適切。 ・左記考え方では、20年に1回の 頻度で発生すると予想される 人員および資産の変動を考慮しているが、基礎率変動は考慮していない。考慮する場合に は、重複が起きていないか十分 留意する。
(略)				(略)	
<u>(削除)</u>			<u>(削除)</u>		・負債変動リスクを算定している 場合は、資産額だけではなく、 数理債務等を勘案することも 可。
6. 財政悪化リスク相当額の ・財政悪化リスク相当額の算		合の申請手続き の申請手続きは、下表のとおりとなる。 変更後 特別(承認不要) 特別(承認要)	・承認が必要な特別算定方法を 採用している場合であって、新 たに承認不要な特別算定方法 に分類される要素を追加(削 減)する場合には、変更の承認	・法第3条の規定により確定給付企業年金を実施する場合、法第74条の規定により規約型企業年金が統合する場合、法第76条により基金が合併する場合又は法第79条、第80条、第81条、改正前確定給付企業年金法第111条及び第112条の規定により権利義務の承継を行う場合(権利義務の移転を行う確定給付企業年金の実施事業所の事業主の全部が、権利義務の承継を行う確定給付企業年金の実施事業所の事業主の全部となる場合を除く。)又は給付区分を新たに設ける場合(当該給付区分に係るリスク対応掛金に限る。)について、実施事業所が増加する場合と同様の取り扱いができる。 (追加)	_(追加)_
<u>標準</u>	=	承認不要 承認	<u>が必要。</u>		
<u> </u>	中止の届出	<u>承認不要</u> (中止の)届出不要			
特別(承認要)	中止の届出	承認不要 <u>承認</u> (中止の)届出不要			

変更後		変更前	
*あらかじめ特別算定方法に係る承認申請書類(承認不要な特別算定方法の場合は、当該特別算定方法に基づき初めて提出する掛金の計算の基礎を示した書類又は財政再計算報告書)において当該特別算定方法を使用する期間を限る旨及びその理由を記載しておくことで、リスク算定告示第5条の規定に基づく特別算定方法の使用を中止する旨及びその理由を記載した書類の提出なく、当該期間経過後は標準算定方法に変更することができる。	・特別算定方法を使用する期間を限る場合の例として、統合や合併、権利義務承継等による財政再計算において、計算基準日以後に増減する積立金の額を勘案して財政悪化リスク相当額を算定する場合などが考えられる。 ・一方、例えば、期待収益率が将来にわたって低下するリスクがあることを考慮して予定利率低下リスクを織り込む場合等、当該特別算定方法の使用期間を限定することが妥当では	変更前	
	ないと考えられる場合がある ことに留意が必要。		

補足事項 財政悪化リスク相当額

リスク分担型企業年金			
変更後		変更前	
○財政悪化リスク相当額の算定方法 (リスク分担型企業年金)		○財政悪化リスク相当額の算定方法(リスク分担型企業年金)	
1. 標準算定方法	・標準算定方法は、リスク算定告 <u>示第2条第1項に規定する</u> 算定 方法を指す。	1. 標準的な算定方法	・ <u>標準的な算定方法とは、特別算</u> <u>定方法以外の</u> 算定方法を指す。
・標準算定方法での財政悪化リスク相当額は次の(1).(2)の合計額として算定する。		・標準的な算定方法での財政悪化リスク相当額は次の(1). (2) の合計額として算定する。	
(1) 価格変動リスク (標準算定方法)		(1) 価格変動リスク(<u>標準的な算定方法</u>)	
各リスク係数対象資産について、 みなしリスク係数対象資産=定常状態の積立金の額の予想額 ×リスク算定用資産構成割合 とし、各みなしリスク係数対象資産を算定する みなしリスク係数対象資産の財政悪化リスク相当額	・リスク算定用資産構成割合は 規約型企業年金の事業主又は 企業年金基金(以下、「事業主 等」という。)が政策的資産構 成割合に基づき合理的に定め る。	各リスク係数対象資産について、 みなしリスク係数対象資産=定常状態の積立金の額の予想額 ×リスク算定用資産構成割合 とし、各みなしリスク係数対象資産を算定する みなしリスク係数対象資産の財政悪化リスク相当額	・リスク算定用資産構成割合は 規約型企業年金の事業主又は 企業年金基金(以下、「事業主 等」という。)が政策的資産構 成割合に基づき合理的に定め る。
$=\sum_{6 \hat{\mathbf{g}} \hat{\mathbf{E}}}$ 各みなしリスク係数対象資産×各リスク係数	・リスク係数およびリスク係数 対象資産とは、<u>リスク算定告示</u> 別表に定められているリスク	$=\sum_{6}$ 各みなしリスク係数対象資産×各リスク係数	・リスク係数およびリスク係数 対象資産とは、<u>平成28年厚生</u> 労働省告示第412号の別表に定
価格変動リスク相当額	係数および6資産(国内債券、 国内株式、外国債券、外国株式、 一般勘定、短期資産)を指す。 また。みなしリスク係数対象資 産とは、定常状態の積立金の予	価格変動リスク相当額 =みなしリスク係数対象資産の財政悪化リスク相当額 ×定常状態の積立金の額の予想額 /みなしリスク係数対象資産の合計額	められているリスク係数および 6資産(国内債券、国内株式、 外国債券、外国株式、一般勘定、 短期資産)を指す。また。みな しリスク係数対象資産とは、定
(2) 負債変動リスク(<u>標準算定方法</u>)	想額およびリスク算定用資産 構成割合に基づき算定される、	(2) 負債変動リスク(<u>標準的な算定方法</u>)	常状態の積立金の予想額および リスク算定用資産構成割合に基

変更後			
(略)	定常状態の積立金において保 有されるとみなされる上記各 6資産を指す。	(づき算定される、定常状態の積 立金において保有されるとみな される上記各6資産を指す。
・標準算定方法を用いている場合に、財政計算の計算基準日以外において、財政悪化リスク相当額を再算定したと仮定したならば、財政悪化リスク相当額が大幅に変動することになるとしても、すぐに財政計算を行い財政悪化リスク相当額を再算定する必要はないが、調整率への影響を勘案し、財政悪化リスク相当額のみを再算定する財政計算を実施することも可能。財政計算を行わない場合、次回の財政計算まで直近と同額の財政悪化リスク相当額を継続して用いる。	・リスク分担型企業年金では、財政悪化リスク相当額が調整率に影響するため、財政計算を行う事由を具体的に規約に定めておくことが望ましい(例えば、政策的資産構成割合を見直した場合など)。	・標準的な算定方法を用いている場合に、財政計算の計算基準日以外において、財政悪化リスク相当額を再算定したと仮定したならば、財政悪化リスク相当額が大幅に変動することになるとしても、すぐに財政計算を行い財政悪化リスク相当額を再算定する必要はないが、調整率への影響を勘案し、財政悪化リスク相当額のみを再算定する財政計算を実施することも可能。財政計算を行わない場合、次回の財政計算まで直近と同額の財政悪化リスク相当額を継続して用いる。	・リスク分担型企業年金では、財政悪化リスク相当額が調整率に影響するため、財政計算を行う事由を具体的に規約に定めておくことが望ましい(例えば、政策的資産構成割合を見直した場合など)。
(略)		(略)	
3. 特別算定方法		3. 特別算定方法	
・財政計算の計算基準日において、その他の資産のリスク算定用資産構成割合が10%以上であるならば、特別算定方法により財政悪化リスク相当額を算定しなければならない。	・その他の資産のリスク算定用 資産構成割合とは、リスク算定 用資産構成割合において6資 産以外の資産の構成割合を指 す。	・財政計算の計算基準日において、その他の資産のリスク算定用資産構成割合が10%以上であるならば、特別算定方法により財政悪化リスク相当額を算定しなければならない。	・その他の資産のリスク算定用 資産構成割合とは、リスク算定 用資産構成割合において6資 産以外の資産の構成割合を指 す。
・標準算定方法を用いている場合に、財政計算の計算基準日以外において、その他の資産のリスク算定用資産構成割合が10%以上となったとしても、すぐに財政計算を行い特別算定方法へ切り替える必要はないが、調整率への影響を勘案し、特別算定方法へ切り替えのみの財政計算を実施することも可能。財政計算を行わない場合、次回の財政計算まで直近と同額の財政悪化リスク相当額を継続して用いる。	・リスク分担型企業年金では、財政悪化リスク相当額が調整率に影響するため、財政計算を行う事由を具体的に規約に定めておくことが望ましい(例えば、政策的資産構成割合を見直した場合など)。	・標準的な算定方法を用いている場合に、財政計算の計算基準日以外において、その他の資産のリスク算定用資産構成割合が10%以上となったとしても、すぐに財政計算を行い特別算定方法へ切り替える必要はないが、調整率への影響を勘案し、特別算定方法へ切り替えのみの財政計算を実施することも可能。財政計算を行わない場合、次回の財政計算まで直近と同額の財政悪化リスク相当額を継続して用いる。	・リスク分担型企業年金では、財政悪化リスク相当額が調整率に影響するため、財政計算を行う事由を具体的に規約に定めておくことが望ましい(例えば、政策的資産構成割合を見直した場合など)。
(略)		()	
・特別算定方法は、価格変動リスク(資産の価格変動により積立金の額が低下する危険)を考慮するものであり、かつ、負債変動リスク(基礎率と実績が乖離することに伴い負債が変動する 危険)を考慮するように努めていること。ただし、負債変動リスクのうち、予定利率に関するリスクは考慮すること。		・特別算定方法は、価格変動リスク(資産の価格変動により積立金の額が低下する危険)を考慮するものであり、かつ、負債変動リスク(基礎率と実績とが乖離することに伴い発生しうる危険)を考慮するように努めていること。ただし、負債変動リスクのうち、予定利率に関するリスクは考慮すること。	
・あらかじめ特別算定方法に係る承認申請書類において当該特別算定方法を使用する期間を限 る旨及びその理由を記載しておくことで、リスク算定告示第5条の規定に基づく特別算定方法 の使用を中止する旨及びその理由を記載した書類の提出なく、当該期間経過後は標準算定方法 に変更することができる。	・特別算定方法を使用する期間 を限る場合の例として、統合や 合併、権利義務承継等による財 政計算において、計算基準日以 後に増減する積立金の額を勘 案して財政悪化リスク相当額 を算定する場合などが考えら れる。	(追加)	(追加)
4. 特別算定方法の内容又は特別算定方法を継続使用することの不適当性の判断について	・ <u>リスク算定告示</u> 第6条(年金数 理人の所見を踏まえた措置)に 定められる「特別算定方法の内 容又は特別算定方法を使用す ることが不適当である旨の所	4. 特別算定方法の内容又は特別算定方法を継続使用することの不適当性の判断について	 ・平成28年厚生労働省告示第412 号「確定給付企業年金法施行規 則第四十三条第一項に規定する 通常の予測を超えて財政の安定 が損なわれる危険に対応する額

変更後		変更前		
	見」を付すか否かの判断		の算定方法」第6条(年金数理 人の所見を踏まえた措置)に定められる「特別算定方法の内容 又は特別算定方法を使用することが不適当である旨の所見」を 付すか否かの判断	
・特別算定方法の内容又は特別算定方法を使用することが不適当であると年金数理人が判断する場合、年金数理に関する書類に不適当である旨の所見を付す。	・特別算定方法の見直しにより 財政悪化リスク相当額が変化 する場合、調整率の変更に伴い 受給権者等への給付が見直さ れる場合がある。そのため、特 別算定方法を見直す基準につ いても、予め特別算定方法の一 部として定めておく(厚生労働 大臣宛の承認申請の内容に含 め、承認を得ておく)ことが強 く推奨される。	・特別算定方法の内容又は特別算定方法を使用することが不適当であると年金数理人が判断する場合、年金数理に関する書類に不適当である旨の所見を付す。	・特別算定方法の見直しにより 財政悪化リスク相当額が変化 する場合、調整率の変更に伴い 受給権者等への給付が見直さ れる場合がある。そのため、特 別算定方法を見直す基準についても、予め特別算定方法の一 部として定めておく(厚生労働 大臣宛の承認申請の内容に含 め、承認を得ておく)ことが強 く推奨される。	
・個別審査による承認の取り扱いとされていることから、 <u>リスク算定</u> 告示第 3 条第 <u>4</u> 項各号に 定める要件を満たしているかどうかという基準だけではなく、個別の状況も考慮した上で専門 家である年金数理人としての判断が求められる。	・財政検証については、決算報告 書の提出期限(事業年度終了後 4月以内) に留意すること。	・個別審査による承認の取り扱いとされていることから、告示第 3 条第 <u>5</u> 項各号に定める要件を満たしているかどうかという基準だけではなく、個別の状況も考慮した上で専門家である年金数理人としての判断が求められる。	・財政検証については、決算報告 書の提出期限(事業年度終了後 4月以内)に留意すること。	
・不適当性の判断は、財政計算時だけではなく財政検証時にも行う。	・厚生労働大臣の承認を得た方法に則って運営されていること、および、その前提条件に変化がないことを確認した場合には、年金数理人は不適当ではないと判断できる。 ・財政検証時の不適当性の判断	・不適当性の判断は、財政計算時だけではなく財政検証時にも行う。	・厚生労働大臣の承認を得た方法に則って運営されていること、および、その前提条件に変化がないことを確認した場合には、年金数理人は不適当ではないと判断できる。 ・財政検証時の不適当性の判断	
	に当たっては、必要に応じて基 準日時点の資産構成等の情報 を入手すること。		に当たっては、必要に応じて基 準日時点の資産構成等の情報 を入手すること。	
(1)財政検証での判断基準	・以下、(1)(2)の判断基準におけ	(1)財政検証での判断基準	・以下、(1) (2)の判断基準におけ	
財政検証での判断基準は、例えば次に該当する場合は不適当である可能性が高いと考えられるため、十分な検証が必要である。	る「大幅」「著しい」水準については、具体的な閾値を予め労使で定めておくことが望ましい。	財政検証での判断基準は、例えば次に該当する場合は不適当である可能性が高いと考えられるため、十分な検証が必要である。	る「大幅」「著しい」水準については、具体的な閾値を予め労使で定めておくことが望ましい。	
・(前年度給付財源-前年度通常予測給付現価) - (当年度給付財源-当年度通常予測給付現価)が財政悪化リスク相当額を大幅に上回る場合。これは、単年度で財政悪化リスク相当額を大幅に上回る損失が発生しており、特別算定方法の承認を受けた時点から予測を超える状況変化が生じたものと考えられる。		・(前年度給付財源-前年度通常予測給付現価) - (当年度給付財源-当年度通常予測給付現価)が財政悪化リスク相当額を大幅に上回る場合。これは、単年度で財政悪化リスク相当額を大幅に上回る損失が発生しており、特別算定方法の承認を受けた時点から予測を超える状況変化が生じたものと考えられる。	・当年度に直前の財政計算を反映している場合、前年度の数値 は直前の財政計算を反映後の 数値とする。	
・リスク算定用資産構成割合を使用して財政悪化リスク相当額を算定しているケースにおいて、事業主等がリスク算定用資産構成割合を特別算定方法の承認を受けた時点から <mark>大幅に</mark> 変更した場合。		リスク算定用資産構成割合を使用して財政悪化リスク相当額を算定しているケースにおいて、事業主等がリスク算定用資産構成割合を特別算定方法の承認を受けた時点から変更した場合。		
・リスク算定用資産構成割合を使用して財政悪化リスク相当額を算定しているケースにおいて、計算基準日での実際の資産の資産構成割合がリスク算定用資産構成割合と大幅に乖離している場合。		・リスク算定用資産構成割合を使用して財政悪化リスク相当額を算定しているケースにおいて、計算基準日での実際の資産の資産構成割合がリスク算定用資産構成割合と大幅に乖離している場合。		

変更後		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
	・特別算定方法の承認を受けた時点から予測を超える運用状況となった場合、あるいは運用 環境の著しい変化があった場合。			
	・定常状態における積立金を前提として財政悪化リスク相当額を算定しているケースにおいて、定常状態における積立金が特別算定方法の承認を受けた時点から大幅に乖離することが見込まれる場合。			
	(2)財政計算での判断基準			
	財政計算での判断基準は、例えば次に該当する場合は不適当である可能性が高いと考えられるため、十分な検証が必要である。			
	・リスク算定用資産構成割合を使用して財政悪化リスク相当額を算定しているケースにおいて、財政計算作業時に事業主等がリスク算定用資産構成割合を特別算定方法の承認を受けた時点から変更予定であることが判明している場合。			
	(略)			
	5. 特別算定方法の例示			
	(略)			
	【実際に見込む方法】 ア.変動後の基礎率を作成し、基礎率変動前後の(調整前給付現価相当額-リスク分担型企業 年金掛金額現価)の変動を見込む方法			
・市場や経済環境の将来の見通	a. 予定利率	・市場や経済環境の将来の見通		
の長期の予測の変動を推計す る必要があることに留意する	i . <u>標準的な算定方法</u> と同一の方法。	しに基づき、積立金の運用収益 の長期の予測の変動を推計す る必要があることに留意する		
・一般に蓋然性が高いと想定される子想(経済の専することを等が考想)に基づき算定することが高いと思うを表した。 ・過去では、将来の期待収益率を発力を表した。 ・過去を元に、将来の期待を表した。 ・過去を元に、将来のが表した。 ・過去を元が、過去のをできるが、のかれるが、のもででは、第一年では、第一年では、第二十年には、第二十年には、第二十年には、第二十年には、第二十年には、第二十年には、第二十年には、第二十年には、第二十年には、第二十年には、第二十年には、第二十年には、第二十年には、第二十年には、第二十年には、第二十年には、第二十年には、第二十年には、第二十年には、第二	ii. 積立金の期待収益率の分布そのものの移動幅を合理的に推計し、これを予定利率の低下幅として標準的な算定方法 を適用する方法。	こと。 ・一般に蓋然性が高いと想定される予想(経済の専門ることが高いと思う事者を持っている。 ・過去の各年度の期待収益率率が表した。 ・過去を元に算過去の方績当か中見している。 ・当時ではないがあるが、るが、のがでは、では、のがでは、では、では、では、では、のがでは、では、のがでは、では、のがでは、ないが、のがでは、ないが、のがでは、ないが、のがでは、ないが、のが、ないが、のが、ないが、のが、ないが、ないが、ないが、ないが、ないが、ないが、ないが、ないが、ないが、ない		
	しに基づき、積立金の運推計する の長期の予ることに を動いまする とと。 ・一般に蓋然性があ事ることを ・一般に基づき を関することを ・一般で基づき を関することを ・一般で基づき を関することを を関することを を関する。 ・過去ののの を一度の期待はもそか に表づき を一た、定すの を一度の を一方を を一方を を一方を を一方に、 を一方	### おおいまだがあります。 ### おおいまだから、一切などがあります。 ### おいまだがあります。 ### おいまだがあります。 ### おいまだがありません。 ### おいまだがありません。 ### おいまだがありません。 ### おいまだがありません。 ### おいまだがありません。 ### おいまだがあいません。 ### おいまだんが、満まの実施をそのままたまた。 ### おいまだんが、満まの実施をそのままたまたがままれる。 ### はいまだいまたまたがままれる。 ### はいまだいまたまたまたまたまたまたまたまたまたまたまたまたまたまたまたまたまたまた		

変更後		変更前	
发更後	該予定利率にて責任準備金を算定する場合、負債変動リスクの算定は、当該責任準備金からの20年に1回の頻度の期待収益率の乖離を捉えることになると考えられる。 ・予定利率の低下幅を1.0%	<u> </u>	該予定利率にて責任準備金を算定する場合、負債変動リスクの算定は、当該責任準備金からの20年に1回の頻度の期待収益率の乖離を捉えることになると考えられる。 (追加)
	(1.0%低下後の予定利率が下限予定利率を下回る場合は、下限予定利率までの低下幅)以外とする場合は、合理的な理由が必要となる。		
(略)		(暇)	

付録1:確定給付企業年金に関する様式マニュアル

第1項 様式(「簡易な基準」を除く)

	変更後		変更前		
様式C3-ウの2			様式C3-ウの2		
	(略)		111 A -t- 66 -tt-	(略)	
掛金率算定表	4. 叶亚西瓜儿 7. 九七火炬		掛金率算定表	4 叶水西从11 7 7 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12	
	4. 財政悪化リスク相当額			4. 財政悪化リスク相当額	
	標準算定方法の場合は、様式C3-ウの3の補正後合計(⑩)を記入し、			標準的な算定方法の場合は、様式C3-ウの3の補正後合計(⑩)を記	
	特別算定方法の場合は、様式C3-ウの3に記載の当該値を記入する。			入し、特別算定方法の場合は、様式C3-ウの3に記載の当該値を記入	
				する。	
	(略)				
				(略)	
様式C3-ウの3	(略)		様式C3-ウの3	(略)	
18200 900	(WG)		182(00 7000	(MD)	
財政悪化リスク			財政悪化リスク		
相当額算定表(リ			相当額算定表(リ		
スク分担型企業年			スク分担型企業年		
金でない確定給付			金でない確定給付		
企業年金(<u>標準算</u> 定方法))			企業年金(<u>特別算</u> 定方法以外))		
<u> </u>			<u> 足刀伍以外</u> 刀		
<u>様式C3-ウの3</u>	_ 当該様式は自由様式であるが、以下を留意すること。_		(追加)_	(追加)	
財政悪化リスク	1. 財政悪化リスク相当額の算定方法の概要				
相当額の算定方法	性即答点と注める数中部はの「財政軍ルルフカセル療の答点と注め種」と	送子の地分1の五相			()台 中国)
<u>の概要及び財政悪</u> 化リスク相当額算		<u>様式の脚注1の再掲</u> (承認が必要な特別算定方法の			(追加)
定表(特別算定方		場合)_			
法)		7/24 Feb 7			
		<u>様式の脚注1の再掲</u>			
	スク相当額を算定している場合には、その算定方法の概要を示すこ	(承認不要の特別算定方法の場			

変更後			変更前	
<u>Ł.</u>	<u>合)</u>			
2. 財政悪化リスク相当額算定表				
・財政悪化リスク相当額の計算過程が分かるものであること。	様式の脚注2の再掲			
・承認不要の特別算定方法の場合、以下の例示のように標準算定方法の	・標準算定方法の財政悪化リスク			
財政悪化リスク相当額算定表の様式に準じて作成することができる。	相当額算定表の様式下段には			
Maximus / / Halisay / Carolina / Back Carolina	備考欄が設けられているが、備			
	考欄は補足情報を記載するも			
	のであるため、計算の本質に係			
	る部分は備考ではないことが			
	分かるように記載する。			
	(He trans) - 11 - 12 total character of the or to			
(例示1) リスク算定告示第3条第1項第1号イの方法を用いる場合	・備考に、リスク算定告示第3条			
・様式C3-ウの3財政悪化リスク相当額算定表(リスク分担型企業年	第1項第1号イの方法である ことを記載する。			
金でない確定給付企業年金(標準算定方法))の様式を準用し、備考し				
計算基準日における積立金の額およびリスク算定用資産構成割合を	-			
記載する方法が考えられる。				
・様式C3-ウの3財政悪化リスク相当額算定表(リスク分担型企業組織を対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対				
金(標準算定方法))の様式を準用し、定常状態における積立金をMi				
(計算基準日における積立金の額,通常予測給付額の現価)とし、 定利率低下リスクは0またはブランクとする方法が考えられる。	-			
<u>た</u> 利学似下リスクはUまたはノブンクとする方伝が考えられる。				
(例示2) リスク算定告示第3条第1項第1号ロの方法を用いる場合	・備考に、リスク算定告示第3条			
<u> </u>	第1項第1号ロの方法である			
	ことを記載する。			
	et I. A = (¥2.5.)			
	・積立金の増減を反映した後の、			
	その他の資産が積立金に占め る割合が2割以上の場合は、承			
	認が必要な特別算定方法とな			
	ることに注意する。			
① リスク算定告示第2条第1項第1号に準じて合理的に算定する場合	・「計算基準日における積立金の			
	額」、「増加(減少)することと			
	なる積立金の額」が、それぞれ			
	<u>分かるように記載する。</u>			
・様式C3-ウの3財政悪化リスク相当額算定表(リスク分担型企業年	<u> </u>			
金でない確定給付企業年金(標準算定方法))の様式を準用し、備考し				
計算基準日における積立金に増加(減少)することとなる積立金を力				
算(減算) した額を記載する方法が考えられる。				
キェ // ホルルチェ ロコ エ 125- 株元 (1) カロロ エルコ ニ にしいせい コン				
・積立金の増減を見込まずに算定された財政悪化リスク相当額に対して、増減前後の積立金の比率を乗じることにより財政悪化リスク相当額に対して、増減前後の積立金の比率を乗じることにより財政悪化リスク相当				
て、境域前後の積立金の比率を来しることにより射政憲化リスク相当 額を算定する場合は、積立金の増減を見込まずに算定された財政悪(
リスク相当額を様式上段に記載し、様式下段に比率を乗じて算定した。				
財政悪化リスク相当額を記載する方法やリスク対象資産の欄に増減				
前後の積立金の比率を乗じた額を記載する方法、補正後合計以外は利	Mary			
立金の増減を見込まずに記入し、「補正後合計」に積立金比率を乗じた。				

変更後		変更前	
財政悪化リスク相当額を記入したうえで、備考にその旨を記載する方		发史 <u>制</u>	
法等が考えられる。			
<u> </u>			
・統合、基金合併等において、変更前の各制度の資産別残高を単純合計			
したものを新制度の資産別残高とみなして財政悪化リスク相当額を			
算定する場合は、リスク対象資産およびその他資産の欄に各制度の計			
算基準日時点の合計額を記入し、備考にその旨を記載する方法が考え			
<u>られる。</u>			
② リスク算定告示第3条第1項第1号イに準じて合理的に算定する場	・「計算基準日における積立金の		
<u>台</u>	額」、「増加(減少)することと		
	なる積立金の額」が、それぞれ		
	分かるように記載する。		
・例示1に準じて、様式C3-ウの3財政悪化リスク相当額算定表(リ スク分担型企業年金でない確定給付企業年金(標準算定方法))の様式			
スク分担型企業年金でない確定紹付企業年金(標準昇定方法))の様式 を準用し、記載する方法が考えられる。ただし、「計算基準日における			
を単角し、記載する対法が考えられる。たたし、「計算基準日における 積立金の額」を「計算基準日における積立金に増加(減少)すること			
となる積立金を加算(減算)した額」に読み替える。			
<u> </u>			
・積立金の増減を見込まずに算定された財政悪化リスク相当額に対し			
て、増減前後の積立金の比率を乗じることにより財政悪化リスク相当			
<u>額を算定する場合は、積立金の増減を見込まずに算定された財政悪化</u>			
リスク相当額を様式上段に記載し、様式下段に比率を乗じて算定した			
財政悪化リスク相当額を記載する方法やリスク対象資産の欄に増減前			
後の積立金の比率を乗じた額を記載する方法、補正後合計以外は積立 金の増減を見込まずに記入し、「補正後合計」に積立金比率を乗じた財			
<u>・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ </u>			
等が考えられる。			
4,4,4,2,4,4,4,4,4,4,4,4,4,4,4,4,4,4,4,4			
(例示3) リスク算定告示第3条第1項第2号の方法を用いる場合	・備考に、リスク算定告示第3条		
	第1項第2号の方法であるこ		
	とを記載する。		
① 打扮布到11~411~ 11~ 400~ 400~ 400~ 400~ 11~ 11~			
① <u>価格変動リスクとして、リスク算定告示第2条第1項第1号の規定に</u> より算定する場合			
より昇足りの場合			
・様式C3-ウの3財政悪化リスク相当額算定表(リスク分担型企業年			
金でない確定給付企業年金(標準算定方法))の様式を準用し、予定利			
率低下リスクの欄および財政悪化リスク相当額(価格変動リスクと予			
<u>定利率低下リスクの合計)の欄を追加する方法や様式下段に予定利率</u>			
低下リスクおよび財政悪化リスク相当額(価格変動リスクと予定利率			
<u>低下リスクの合計)を記載する方法が考えられる。</u>			
② 価格変動リスクとして、リスク算定告示第3条第1項第1号イまたは			
② <u>価格変動リスクとして、リスク鼻正告示弟3条第1項第1号イまたは</u> ロの規定により算定する場合			
<u>ロッパルにより弁にする物口</u>			
・例示1、例示2及び例示3①に準じて記載する方法が考えられる。た			
だし、予定利率低下リスクの欄には、予定利率低下リスクの額を記載			
すること。予定利率低下リスクの欄が無い場合は、予定利率低下リス			
<u>クの欄を追加、または様式下段に予定利率低下リスクを記載すること。</u>			
0 7 0 14			
<u>3. その他</u>			

変更後		変更前	
・リスク算定告示第3条第1項の特別算定方法の承認若しくはリスク算 定告示第4条第1項の特別算定方法の変更承認の申請を併行して行っ ている場合であって審査中のとき又はリスク算定告示第3条第1項各 号に掲げる算定方法により財政悪化リスク相当額を算定している場合 には、その旨を明らかにすること。	様式の脚注3の再掲		
・承認不要な特別算定方法の場合で当該特別算定方法を使用する期間を 限る場合は、当該特別算定方法に基づき初めて提出する当様式に特別 算定方法を使用する期間を限る旨及びその理由を記載すること。	・承認が必要な特別算定方法において、当該特別算定方法を使用する期間を限る場合は特別算定承認申請書(様式A11、B11)、または特別算定方法変更承認申請書(様式A12、B12)に記載すること。		
(昭各)		(服各)	

第1項 様式(「簡易な基準」を除く)(リスク分担型企業年金)